

平成22年 6月23日

記者発表資料

国土交通省山形河川国道事務所

山形河川国道事務所では

## 草刈ボランティアを募集しています

国が管理する国道沿線の除草については、今年度から公共事業予算の縮減や、新たな維持管理基準の策定によって「原則1回/年」となりました。

こうした状況をふまえ、山形河川国道事務所では、地域の要請に可能な限り対応するため草刈のボランティアを募集することになりました。

対象地域は山形河川国道事務所が管理する直轄国道5路線の沿線で、沿線に居住する町内会などの団体を対象としています。

保険は国が加入し、草刈機の燃料費は実費負担することとしています。

詳しくは別紙募集要項をご覧ください

《発表記者会：山形県政記者クラブ》

### 【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所 TEL:023-688-8421  
道路管理第一課長 宍戸 文雄 内線431  
道路管理第二課長 小倉 儀治 内線441

## 草刈ボランティアを募集します

国土交通省山形河川国道事務所では、国が管理する国道の草刈りの一部を実施していただける自治会等を募集しています。

### 募 集 要 項

対象区間	国が管理する国道で、道路を維持管理するうえで草刈りが必要な区域のうち、安全面などで自治会等にて実施が可能と判断した区間を対象とします。
実施面積	担当出張所と協議の上決定します。(基本は1,000㎡以上)
自治会等の要件	自治会、婦人会、老人会などの一定の区域に居住する方で構成されている住民団体。
草刈機	希望される団体には肩掛け式草刈機を国が貸与します。 持ち込み機、貸与機にかかわらず、燃料費は国が実費負担します。
保険	ボランティア保険に国が加入します。
募集期間	平成22年6月23日～平成22年7月9日
その他	実施に先立ちボランティア協定書を締結します。 なお、ボランティアで実施していただくため委託料等はお支払いしません。

(お問い合わせ先)

詳しい内容や申し込み手続きについては次の問い合わせ先の管理係（寒河江国道維持出張所は事務係）までお問い合わせ下さい。

対象市町村	対象路線	お問い合わせ先
米沢、南陽、高島、川西、長井、飯豊、小国	13号、113号	米沢国道維持出張所 0238-37-5300
上山、山形、天童、東根(48号)、	13号、48号 112号	山形国道維持出張所 023-641-2090
中山、寒河江、西川	112号	寒河江国道維持出張所 0237-84-3191
東根(13号)、村山、尾花沢、大石田、最上	13号、47号	尾花沢国道維持出張所 0237-23-2521
舟形、新庄、金山、真室川、戸沢	13号、47号	新庄国道維持出張所 0233-22-1581